

国の重点支援地方交付金活用事業
物価高騰対策(食料品等支援)

令和7年度みやけお買い物券

取扱店舗募集要綱

三 宅 町

令和7年度みやけお買い物券(物価高騰対策)取扱店舗募集要綱

1. みやけお買い物券の発行概要

商品券名称	「みやけお買い物券」
発行者	三宅町
振興券内容	全住民に町内で使える「みやけお買い物券(1人あたり10,000円分)」 1冊15枚(共通券1,000円×5枚・町内券500円×10枚)を配達(申請不要)
配布予定	令和8年2月中旬
利用期間(予定)	令和8年2月15日～令和8年7月31日まで(店舗の営業日まで)
換金(予定)	各取扱店舗でみやけお買い物券を取りまとめ、三宅町商工会に請求し、後日振込。

2. みやけお買い物券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用みやけお買い物券の直接換金は禁止します。
- (2) みやけお買い物券と現金の交換は禁止しています。
- (3) お釣りは出さないでください。
- (4) 商品返品の際の返金はできません。
- (5) お客様からみやけお買い物券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離してみやけお買い物券のみを受取りください。
- (6) 綴りから切り離されたみやけお買い物券は原則使用できませんが、お客様が綴りを持っており、みやけお買い物券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- (7) みやけお買い物券の対象外商品などを独自に定める場合(特売品など)は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、みやけお買い物券使用上限額などを定める場合(特売品など)は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (9) みやけお買い物券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(三宅町)は責任を負いません。

3. みやけお買い物券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等)
- (2) 不動産や金融商品(土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等)
- (3) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入等、法令で価格が決められている商品
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、各取扱店舗が指定するもの

4. 取扱店舗登録にあたっての取扱店舗資格

町内及び磯城郡の一部店舗等（三宅町役場から半径 2km 以内）で、（※三宅町商工会会員の店舗は半径 2km を超えても参加可能とする）事前に申込みされた小売店・飲食店等。

ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 前頁 3.【みやけお買い物券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 三宅町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店舗登録申請について

(1) 登録方法

取扱店舗登録希望者は、この「募集要綱」に同意の上、別紙の「取扱店舗登録申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。（大型店、量販店、チェーン店、系列店など三宅町に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。）

<申請手順>

- ① メールにて申請 miyake-s@leto.eonet.ne.jp
- ② 郵送にて申請（郵送代は店舗にて負担をお願いします。）
- ③ FAX にて申請（FAX 通信料は店舗にて負担をお願いします。）
- ④ 直接持込

(2) 登録受付期間

取扱店舗申込期間：令和 7 年 12 月 22 日（月）～商品券利用期間最終日

(3) 登録

登録申請のあった店舗等については、「みやけお買い物券取扱店舗マニュアル」を後日配布します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。取扱店舗は「三宅町ホームページ」サイトに掲載するとともに、全町民に対して取扱店舗一覧表を作成して配布します。
※取扱店舗一覧表に掲載できるのは令和8年1月22日(木)までに申請された店舗等のみです。以降に申請された場合は「三宅町ホームページ」サイトにのみ掲載させていただきます。

6. 取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店舗は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店舗表示ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2) 使用されるみやけお買い物券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造されたみやけお買い物券と判別できる場合は、みやけお買い物券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、三宅町商工会までご連絡ください。みやけお買い物券の「見本」については、レジ担当者やみやけお買い物券を取り扱うすべての店員に周知してください。
- (3) 取引によりみやけお買い物券を受取ったときは、券裏面に「受領店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受取を拒否してください。

7. 取扱店舗の取消等

取扱店舗「募集要綱」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

8. その他留意事項

その他「募集要綱」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、三宅町商工会がその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂685の3

三宅町商工会
「みやけお買い物券取扱店舗受付係」宛
電話番号 0745-44-4628
FAX: 0745-44-1774
9:00~17:00
月~金 (土日、祝日は受付ておりません)